

公立大学法人名古屋市立大学の業務実績に関する評価指針（案）

本評価指針は、名古屋市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の評価を実施する際の基本的な事項を定めるものとする。

1 評価の前提

(1) 地方独立行政法人制度の基本

地方独立行政法人制度の基本は、法人運営に関する市の細部にわたる事前関与・統制を制限する代わりに地域社会の健全な発展に資する等の公共上の見地から行う事業を確実に実施していくため、法人自ら自律性と効率性を発揮して業務を運営し、業務内容の透明性を確保するとともに、市長が指示した目標に関する法人業務の実績・成果について徹底した説明責任を果たすことで、自らの存在意義を示しつつ、 不断の改革・改善を行っていくことにある。

(2) 公立大学法人としての性格

公立大学法人は、地方公共団体が設置するという性格から、地域における高等教育の提供と地域社会での知的・文化拠点としての中心的役割を担っており、大学本来の使命である教育研究の更なる活性化とともに、それぞれの地域における科学・技術、芸術・文化、産業・経済の発展及び市民福祉の向上への貢献が重要となる。

(3) 教育研究の特性への配慮

評価委員会の行う評価は、この2つの基本的な考え方を踏まえた上で、なお大学としての「教育研究の特性」に配慮しつつ、中立・公正な立場から、客観的かつ厳正に実施されることが求められる。

2 評価の基本方針

(1) 各事業年度終了時には、中期目標の達成に向けて、中期計画等の進捗状況を確認するとともに、中期目標終了時には、中期目標の期間における中期計画の実施状況の調査・分析を行う。

(2) 教育研究の特性や法人の大学運営の自主性・自律性に配慮するとともに、法人全体の組織・業務運営等について、改善すべき点を明らかにするなど、法人の継続的な質的向上に資する評価を行う。

(3) 評価を通じて法人の状況を分かりやすく示し、市民への説明責任を果たす。

~~(4) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないよう配慮する。~~

3 評価の方法

評価委員会は、各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）と中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。

なお、法人を取り巻く環境の変化なども踏まえ、~~必要に応じて、~~中期目標の期間の中間点等において、その時点における総括を行い、当該期間までの中期計画の進捗状況の確認を行うほか、中期計画の達成が困難と認められるなど、中期目標・中

期計画の見直しが必要と考えられる場合については、法人の意見を踏まえつつ、その見直しについても検討する。

(1)年度評価

法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標の達成に向け、各事業年度における中期計画の実施状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、各事業年度の業務実績全体について総合的な評価を行う。

教育研究については、その特性への配慮から、原則として専門的な観点からの評価は行わず、法人による自己点検を踏まえた上で、評価委員会において進捗状況を把握し、その確認・点検を行う。

なお、教育研究の特性に配慮する項目については、法人と協議のうえ、決定するものとする。

評価結果等を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。

具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

(2)中期目標期間評価

法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行う。

教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。

評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。

具体的な実施方法については、年度評価の実施状況を踏まえ、別に実施要領で定める。

4 評価を受ける法人において留意すべき事項

法人は、評価を受けるにあたり、以下の点に留意するものとする。

(1)評価委員会は法人から示される指標等を基に評価を行うことから、法人は自ら行う自己評価・自己改善に基づき説明責任を果たすことを基本とすること。

(2)法人は、達成状況を客観的にあらわすためにできる限り数値指標等の指標を設定すること。特に、経営面を明らかにする指標については、作成することが望ましい。

また、中期計画・年度計画において「検討する」、「充実を図る」などの表現を使用しているものに関しては、中期計画で示された到達年度に基づき、その達成状況・進捗状況ができる限り明らかになるよう工夫すること。

(3)法人における内部評価の視点と体制について

視点

法人は、公立大学の利害関係者である学生や大学に関心を持つ多くの市民の視点に留意し、法人が行う内部評価に際して用いる指標や基準、評価結果及びその活用方法について、できる限りわかりやすく説明すること。

体制

法人は説明責任の観点から、目標の達成にかかる組織内の責任の所在を明確にし、理事長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立すること。

名古屋市立大学の年度評価の考え方(案)

	実施方法	業務実績報告(法人が作成)	評価委員会による評価	
			項目別評価	全体評価
名古屋市立大学	<p>年度評価は、法人が提出する業務実績報告書に基づき、「項目別評価」、「全体評価」により実施する。なお、業務実績報告書を提出する際には、学生等に対するアンケート結果や外部委員等の意見についても添付する。</p>	<p>年度計画の小項目ごとの達成状況について ~ の4段階で評価し、実施状況と判断理由を記載するほか、特記事項として法人としての率直的な取り組みや特色ある取り組み等について積極的に記載する。</p> <p>:(年度計画を)実施していない、または大幅に下回っている (年度計画の)達成状況が不十分である : 十分には実施していない達成状況がおおむね良好である : 十分に実施している達成状況が良好である : 上回って実施している達成状況が非常に優れている</p> <p>教育研究に関しては、その特性への配慮から、原則として専門的な観点からの評価は行わず<u>ないが</u>、年度計画の小項目ごとに自己点検を行い、事業の外形的・客観的な進捗状況を評価記述式により記載するほか、特記事項として法人としての率直的な取り組みや特色ある取り組み等について積極的に記載する。</p>	<p>年度計画の小項目ごとの達成状況について ~ で評価を行い、法人による自己評価と判断が異なる場合は判断理由を示し、それをもとに年度計画の大項目ごとにS~Dの5段階で評価するほか、特筆すべき点や遅れている点について記述する。</p> <p>S: 特筆すべき進行状況(特に認める場合) A: 計画どおり(すべて ~) B: おおむね計画どおり(~ が9割以上) C: やや遅れている(~ が9割未満) D: 重大な改善事項あり(特に認める場合)</p> <p>教育研究に関しては、その特性への配慮から、原則として専門的な観点からの評価は行わず<u>ないが</u>、法人の業務実績報告書に基づき、年度計画の小項目ごとに事業の外形的・客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。</p>	<p>項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価する。</p>

教育研究の特性に配慮する範囲について

特性に配慮する範囲は、原則として教育の内容、実施体制及び学生への支援並びに研究水準及び研究の成果、研究の実施体制に関する項目とし、公立大学として地域社会とより密接な連携が求められる社会貢献、附属病院等の項目については、設立団体と協議のうえ、達成状況の評価を行うものとする。

評価にあたってのウエイト付けについて

ウエイト付けは行わないものとする。